

指名停止措置の概要

1	<b>指名停止措置業者名及び住所</b>	
	指名停止措置業者名	株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役 横井 輝明
	住所	東京都渋谷区本町一丁目13番3号
	登録番号	1969
	<b>指名停止措置期間</b> 令和8年3月10日～令和8年6月9日（3か月）	
<b>指名停止措置の適用範囲</b> 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
<b>事実概要</b>  株式会社トーニチコンサルタントは、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。（課徴金減免）		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表第4（独占禁止法違反） 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内 (課徴金減免制度適用)

問い合わせ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
--------	--